

公告

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区の決定に係る都市計画の案を作成したので、法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成16年4月16日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 特別用途地区の種類

御池通沿道特別商業地区

2 都市計画を決定する土地の区域

京都市中京区藤ノ木町、同区西横町、同区梅屋町、同区高宮町、同区御所八幡町、同区御池大東町の各全部及び同区押堀町、同区三坊堀川町、同区押油小路町、同区鍛冶町、同区式阿弥町、同区下古城町、同区石橋町、同区壺屋町、同区押西洞院町、同区三坊西洞院町、同区下松屋町、同区橋之町、同区津軽町、同区中之町、同区神明町、同区下妙覚寺町、同区长浜町、同区御池之町、同区円福寺町、同区龍池町、同区二条殿町、同区虎屋町、同区塗師屋町、同区仲保利町、同区船屋町、同区笹屋町、同区高田町、同区綿屋町、同区柵町、同区亀甲屋町、同区扇屋町、同区丸木材木町、同区虎石町、同区東八幡町、同区柳八幡町、同区守山町、同区松下町、同区上白山町、同区中白山町、同区亀屋町、同区大文字町、同区上本能寺前町、同区下本能寺前町、同区一之船入町、同区下丸屋町、同区上樵木町、同区上大阪町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成16年4月16日から平成16年4月30日まで

(注) 当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)